

笠岡農業振興地域整備計画変更等理由書

1 笠岡農業振興地域整備計画の変更理由

経済情勢の変動その他情勢の推移により、農業振興地域整備計画を変更する必要が生じた。
変更内容は、墓地等に供する用地の農用地区域からの除外、及び農業用施設用地への用途変更であり、農用地利用計画を変更する必要が生じた。

2 農用地利用計画の変更理由

① 農用地区域からの除外

No.	土地の所在、地番	面 積 (㎡)	用途 区分	除外後の転用目的等
1	笠岡市 走出 2587 番 1	500.00	田	一般住宅用地としての除外 法第13条第2項に基づき、一般住宅建築のため除外する。(892㎡のうち500㎡を除外)
2	笠岡市 吉浜 1098 番 2	223のうち4.00	畑	電波基地局としての除外 法第10条第4項及び規則第4条の5第21号に基づき除外する。
3	笠岡市 園井 1811 番	563.00	田	R8.3月農業委員会総会にて非農地判断 法第10条第3項を満たさなくなったため除外する。(山林原野化・小規模点在)
4	笠岡市 園井 1668 番	795.00	畑	R8.3月農業委員会総会にて非農地判断 法第10条第3項を満たさなくなったため除外する。(山林原野化・小規模点在)
5	笠岡市 今立 519 番	432.00	畑	R8.3月農業委員会総会にて非農地判断 法第10条第3項を満たさなくなったため除外する。(山林原野化・小規模点在)
6	笠岡市 今立 493 番	888.00	畑	R8.3月農業委員会総会にて非農地判断 法第10条第3項を満たさなくなったため除外する。(山林原野化・小規模点在)
7	笠岡市 広浜 489 番	1,836.00	畑	R8.3月農業委員会総会にて非農地判断 法第10条第3項を満たさなくなったため除外する。(山林原野化・小規模点在)
8	笠岡市 広浜 503 番 4	628.00	畑	R8.3月農業委員会総会にて非農地判断 法第10条第3項を満たさなくなったため除外する。(山林原野化・小規模点在)
9	笠岡市 山口 2442 番	354.00	田	R8.3月農業委員会総会にて非農地判断 法第10条第3項を満たさなくなったため除外する。(山林原野化・小規模点在)

② 用途区分の変更

No.	土地の所在、地番	面 積 (㎡)	用 途 区 分	変更理由
10	笠岡市 入田 1468 番 1 の一部	540のうち 41.16	農業用施設 用地	農業用倉庫設置のため